

## 会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1-03	令和3年度第3回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会		
開催日時	令和4年3月29日（火） 午後3時30分から午後5時まで			
開催場所	オンライン会議			
出席者数	21名 【委員】 安藤朝規 安藤玲子 しもむら 緑 たかはしのりこ 田中 哲 戸井田 光 弘 松村雅生 森田典子 吉田大祐 （50音順・敬称略） 【主管課】 都市計画部危機管理担当防災課防災係主査 都市計画部危機管理担当防災課防災係主事 福祉保健部介護保険課長 福祉保健部介護保険課管理・計画担当主査 福祉保健部障害者福祉課長 福祉保健部障害者福祉課庶務係長 区民部国保年金課長 区民部国保年金課こくほ給付係主査 【事務局】 総務部長 総務課長 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任			
会議の公開 （傍聴）	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議題等	(諮問事項) 1 個別避難計画作成に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供について 2 多剤服薬管理指導事業の実施に係る個人情報の目的外利用内容の変更について (報告事項) 3 本人外収集、目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について 4 個人情報保護法改正に伴う令和4年度の運営審議会諮問予定案件について			
配付資料	【議題1】 資料1 個別避難計画作成に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供について（概要） （別紙1）墨田区の個別避難計画作成における対象者の概要 （別紙2）個別避難計画作成に係る概念図（要介護状態区分） （別紙3）個別避難計画作成に係る概念図（障害支援区分） （別紙4）個別避難計画書を作成することに対する本人等の同意確認書（案） （別紙5）個別避難計画書（案） （参考資料1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）抜粋 資料2 運営審議会諮問事項調書（防災課・介護保険課・障害者福祉課）			

	<p><b>【議題 2】</b>  資料 3 多剤服薬管理指導事業の実施に係る個人情報の目的外利用内容の変更について  (別紙 6) 重複多剤服薬管理指導事業(都モデル事業)のイメージ  (別紙 7) 個人情報の取扱いに関する協定書(案)  (参考資料 2) 東京都重複多剤服薬管理指導事業実施要綱  (参考資料 3) 東京都重複多剤服薬管理指導事業実施要領  資料 4 運営審議会承認事項(目的外利用)新旧対照表(国保年金課)</p> <p><b>【議題 3】</b>  資料 5 本人外収集、目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について  (別紙 8) 報告事項別紙</p> <p><b>【議題 4】</b>  資料 6 個人情報保護法改正に伴う令和 4 年度の運営審議会諮問予定案件について</p>
<p>会 議 概 要</p>	<p>今般の運営審議会については、東京都における新型コロナウイルス感染症のリバウンド警戒期間の適用を受け、感染拡大防止の観点から、オンラインによる会議の開催とした。</p> <p><b>【諮問事項 1】</b> 個別避難計画作成に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供について  都市計画部危機管理担当防災課防災係主査及び福祉保健部介護保険課長による概要説明の後、種々意見交換を行った結果、差し支えないものとして承認した。発言内容については、以下のとおりである。</p> <p>(委 員)  資料 1 の事業の目的で、改正法施行後からおおむね 5 年程度で作成に取り組むとなっている。</p> <p>また、別紙 1 で作成対象者の概要が示されているが、避難行動要支援者が区内におよそ 25, 000 人いる中で、最優先で計画を作成する方が、約 380 人とされている。5 年程度でこの 380 人の作成を行うのか。それとも、まずは 380 人分作成し、それ以外の方も順次作成を進めていくのか。</p> <p>(介護保険課長)  今回、福祉専門職を入れたスキームで、計画のモデルを作成する予定である。モデルを作成する中で、避難行動が難しい方が、どのような避難先にどのような方法でどのような方の支援を受けて避難するかという個別避難計画の作り方について検証したいと考えている。別紙 1 の区分 A～C の約 380 人全員の個別避難計画について、福祉専門職を含めて作成を行うかどうかとも検討中である。来年度モデルの作成を行う中で、可能であれば個別避難計画の作成マニュアルのようなものを作りたいと考えている。どこまで精緻なマニュアルが作成できるかにもよるが、個別避難計画の作り方を作成し、これを全区に普及していくことを考えている。したがって、福祉専門職を用いて 25, 000 人分を作ることは現時点で考えていない。</p> <p>(委 員)  この事業において、個人情報を取り扱う人数は多いと思う。民生委員や地域の方など、個人情報を管理する方は大変だと思う。</p> <p>対象者には意向調査を行うとのことで、別紙 4 に同意書の案がある。この同意書は</p>

<p>会 議 概 要</p>	<p>郵送で対象者に送られるのか、それともケアマネジャーが丁寧に説明をしながら本人同意をとるのか。</p> <p>(介護保険課長)</p> <p>意向調査は郵送ではなく、ケアマネジャー等が本人に対して丁寧に説明をしながら個別に行う。</p> <p>(委 員)</p> <p>参考資料 1 の災害対策基本法抜粋の 1 ページ目の中段第 49 条の 11 で、「市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第 1 項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」とあるが、地域調整会議はこの内部に該当するのか。</p> <p>(防災係主事)</p> <p>地域調整会議はこの規定の内部には当たらない。</p> <p>なお、避難行動要支援者名簿は、本人の氏名、生年月日、要介護の情報などが載った名簿である。</p> <p>(会 長)</p> <p>第 49 条の 11 は避難行動要支援者名簿についての規定である。今回作成する個別避難計画は、第 49 条の 14 に規定されているものである。</p> <p>(委 員)</p> <p>避難行動要支援者名簿の作成は問題ないと考えており賛成だが、この名簿は本人を助ける人への提供は可能なのか。</p> <p>(防災係主事)</p> <p>避難行動要支援者名簿は、参考資料 1 にある災害対策基本法第 49 の 11 第 3 項において、「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。」となっている。</p> <p>(会 長)</p> <p>御質問が避難行動要支援者名簿の提供であったので、名簿の提供についてお答えいただいたが、本日審議をしている個別避難計画については、事前に一定の範囲の人に提供することについて本人同意をとるということではなかったか。</p> <p>(介護保険課長)</p> <p>個別避難計画は、本人同意を得た上で避難支援等関係者に情報共有する。</p> <p>(会 長)</p> <p>民生委員の方や消防関係者などと情報共有するということで、墨田区全体の関係者ではなく一定の範囲の人に共有するのだと思うが、どの範囲の人に共有することを考えているのか。</p> <p>(介護保険課長)</p> <p>関係者が集まって話し合う地域調整会議でどの範囲まで共有するかも検討したいと考えている。</p> <p>(会 長)</p> <p>要支援者が住んでいるところの近所ですぐ支援に行ける人を想定しているのか。例えば数 100 メートル以内に住んでいる人など、具体的に検討していくということなのか。</p>
----------------	--

会議概要

(介護保険課長)

一律でどの範囲まで共有すると決めるというよりは、本人の状態による。例えば、ある方が町会とのつながりが密接で、避難をする際に町会の方のサポートを見込むことができる場合については、町会の該当の方に共有することになる。本人の交友範囲や状態によってどこまで共有するかを個別に決める。

(委員)

そうすると、町会が支援に携わることになると思う。避難行動要支援者名簿については、民生委員には情報提供されていたが、町会には情報提供されていなかった。個別避難計画の情報共有は町会も可能なのか。

また、町会も地域調整会議に参加が必要なのか。

(介護保険課長)

まず、情報共有については、作成対象となる個人によってどこまで情報共有するかは変わる。町会の方のサポートが見込める場合には、町会の方へも情報共有を行うが、そうでない場合には情報共有はしないということになる。

また、町会の方が地域調整会議に参加するかということについても、本人の交友関係によって、町会の方のサポートが見込める場合には、地域調整会議に参加していただくこともあり得る。

(会長)

墨田区は海拔0メートルの問題もあり、本件は喫緊の案件だと思う。

(会長)

種々意見が出たところではあるが、この諮問については差し支えないものとして承認してよろしいか。

(委員一同)

異議なし。

【諮問事項2】多剤服薬管理指導事業の実施に係る個人情報目的外利用内容の変更について

区民部国保年金課長による概要説明の後、種々意見交換を行った結果、差し支えないものとして承認した。発言内容については、以下のとおりである。

(委員)

別紙6のイメージ図⑤で民間事業者が対象者に通知・電話勧奨を行うとあるが、事前に通知が送られていても読んでいない方がいて、知らない民間事業者から電話があると驚くと思う。どのように周知していくのか決まりなどはあるか。

(国保年金課長)

送付する通知の中で、本事業は墨田区からの委託事業であるということを入れるようにする。

(委員)

別紙6のイメージ図⑩について、薬剤師会はどのように服薬状況などの確認を行うのか。

(国保年金課長)

都のモデル事業のスキームだと、対象者に事前に連絡して薬局に出向いていただき、薬剤師会の薬剤師が個別に相談を受けたり、指導を行ったりする。

(委員)

高齢者などは薬局に出向くのが難しいのではないかと。そうすると、服薬管理など実

<p>会議概要</p>	<p>施できない可能性があるのではないか。</p> <p>(国保年金課長)</p> <p>今後、薬剤師会と検討する中で、出向くのが難しい方への柔軟な対応策を検討する。</p> <p>(会長)</p> <p>資料3の3ページで送付対象者約150人とあるが、この150人はチェックで引っかけたあるいは引っかけられるだろうという数か。</p> <p>また、民間事業者は具体的にはどういうところを利用しているのか。</p> <p>(国保年金課長)</p> <p>レセプト等を分析し、多剤服薬をしている方として抽出した中から服薬数が多い上位150人を対象に案内を送付する。実際に本事業に参加するのはこの150人よりは少なくなる。</p> <p>民間事業者への委託は、新年度株式会社オクスを予定しており、医療業界では有名な業者である。特別区23区のうち20区以上で何らかの業務を委託しており、知識や経験の豊富な業者である。</p> <p>(委員)</p> <p>資料3の3ページの「5 都モデル事業終了後について」において、「令和5年度以降については、区の自主事業として、継続して実施する予定である。」とあるが、区の自主事業になったときに、別紙6に示されているイメージ図から大きく変わる予定はあるか。</p> <p>(国保年金課長)</p> <p>区の自主事業となると、都ではなく、区から直接薬剤師会に委託することになる。</p> <p>(会長)</p> <p>それではやり方としては都のモデル事業を続けて行くことでよいか。</p> <p>(国保年金課長)</p> <p>やり方としては同じようなやり方で行っていきたいと考えている。</p> <p>(委員)</p> <p>薬に関しては、お薬手帳を見れば薬局の薬剤師は重複服薬に気付くのではないか。重複服薬に気付いたら実際指導されているのではないか。これを東京都が主導して実施する意味を説明してもらえないか。</p> <p>(国保年金課長)</p> <p>確かににお薬手帳で服薬状況を確認できる。さらにオンライン資格確認という形でマイナンバーカードを保険証として利用し、薬局が服薬状況を確認できる取組も進められているが、都のねらいは、より個別にかかりつけ医の役割のように、薬剤師と親密な関係で指導管理を行うことで、医療費の適正化・削減に結びつけていきたいというところである。</p> <p>(委員)</p> <p>実際に薬をもらいに行くときに、お薬手帳で重複服薬に気付くということが多と思う。服薬状況を調査することは意味があると思うが、指導するためにわざわざ薬局に来てもらうという手間がかかり、特に高齢者は薬局に来てくれるかとなると実効性に乏しいのではないかという懸念がある。</p> <p>(国保年金課長)</p> <p>確かに薬の処方のタイミングで服薬管理・指導できるのがよいと考えるが、薬局に来ることが困難な方への指導については、薬剤師会と協議の上、より効率的・効果的な方法を模索することを考えている。</p>
-------------	--

会議概要

(会長)

多受診者指導事業として26年度に本運営審議会で承認して以降、実際に具体的な指導につながった件数などが分かれば、この事業の効果があることが分かると思うが、実績などはあるか。

(国保年金課長)

重複服薬指導の事業実績を紹介させていただくと、令和2年度では、事業に参加した方は4人で、指導を行ったことで改善された方は3人であった。

金額で申し上げますと、1か月当たりの効果額としては、1人当たり4,500円強の医療費が適正化されたことになる。

(会長)

率直に言うと事業として効果が上がっているかは疑問だが、令和4年度までの実績を踏まえて改めて政策として事業をどのように行うのかは考えるということだろう。

(国保年金課長)

多剤服薬指導は、新年度が初年度ということになるが、十分な協議を踏まえながら、より成果を出せるよう目指していきたい。

(委員)

かかりつけ医の定義に関してだが、何をもちかかりつけ医とするのか。何か体調が悪くなって行くときの病院を指すのか、それとも定期的に行っている病院を指すのか。区の自主事業としても実施する予定であれば定義を明確にした上で事業を実施してほしい。

(国保年金課長)

承知した。

(会長)

別紙6にある⑧の「かかりつけ医に情報提供する。」のところか。

(委員)

そのとおりである。かかりつけ医というのが曖昧であると思う。

(会長)

確かにははっきりしないが、それについて担当課から説明はあるか。

(国保年金課長)

一般的に申し上げて、持病がある方であれば、定期的に通院をし、受診をしている先生を指す。かかりつけ医とも情報共有した上で、より効果的な方法で事業を展開していきたいと考えている。

(委員)

対象者が墨田区医師会又は墨田区薬剤師会以外の医療機関や薬局に行っていた場合はどうなるのか。国保年金課から医療機関又は薬局を限定されるのか。

(国保年金課長)

都、薬剤師会、区と民間事業者との一体的な契約における事業であるので、墨田区以外の薬局に行った方は対象外である。区内限定で事業をお願いしている。

(委員)

東京都医師会や東京都薬剤師会に依頼をすれば対象範囲は広がるのではないかと。どれだけ区内の医療機関又は薬局に行っているか分からないが、費用対効果という意味でも疑問に思う。

(国保年金課長)

より広域的に事業を行えば裾野は広がるかもしれないが、都が個別の薬局と委託契

会 議 概 要

約を結ぶわけではなく、都の薬剤師会に委託し、事業を実施する区のエリアを管轄している薬剤師会に事業への協力を求めるしつらえとなっているので、現状は都全域で実施することは困難である。

(会 長)

令和5年度以降は個人情報保護法の改正に伴い、本運営審議会での承認という仕組みがなくなるので、令和5年度以降の事業実施について答申で触れても効果がないのかもしれないが、令和5年度以降の事業の実施方法については、令和4年度の事業の効果を反映したものとされたい旨答申に付言することとしたい。

(会 長)

種々意見が出たところではあるが、この諮問については差し支えないものとして承認してよろしいか。

(委員一同)

異議なし。

**【報告事項1】** 本人外収集、目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について

事務局から一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について、概要を説明した。委員からの質問や意見はなかった。

**【報告事項2】** 個人情報保護法改正に伴う令和4年度の運営審議会諮問予定案件について

事務局から令和4年度の運営審議会諮問予定案件の概要及び今後のスケジュールを説明した。発言内容については、以下のとおりである。

(会 長)

一括承認という形でこれまでに本運営審議会が承認した事項は、来年4月から根拠がなくなるので、新しい法律が適用された後は、どのような取扱いになるのかという整理が必要である。大方は法解釈で承認された個人情報の取扱いを継続できるということであろうが、一度棚卸しのような作業が必要になる。

(事務局)

これまで承認いただいた事項は法で定められていたものが多い。ただし、「～できる」のようないわゆる「できる規定」であり、墨田区の場合、それは法律に定めがあるものとは見なさず、審議会で御承認をいただくという運用をしてきた。これまで承認いただいた事項を、新しい法律あるいは事務の個別の法律の趣旨に照らし合わせて、今後も同じように個人情報を取り扱っていくことができるかどうか精査をさせていただいており、制度の改正にあわせて、皆さまにお示しできればと考えている。今まで承認をいただいていたもので、取り扱うことができなくなってしまうものはないと考えているが、整理をして皆さまに説明させていただきたいと考えている。

(委 員)

番号法に基づく特定個人情報保護評価の第三者点検をこの審議会で行っているが、今般の個人情報保護法の改正に伴って、令和5年春以降どうなるのか。引き続き同じ体制で行うのか、それとも第三者点検の体制についても来年度見直しの検討を行うのか。見通しがもし分かれば教えていただきたい。

(事務局)

番号法ができたときに、各マイナンバー利用事務についての保護評価書の第三者機

<p>会 議 概 要</p>	<p>関での点検をどこの機関で行うのかということを検討して、最終的に本運営審議会で担っていただいた。専門的な内容であり、審議においても難しい部分があったかと思っている。第三者点検については、引き続き運営審議会で行っていきたいと考えているが、専門的知識を持った方を加えるなどの委員構成なども皆さまの意見を踏まえながら検討させていただきたい。</p> <p>(委 員)</p> <p>令和5年度春以降もこの運営審議会で第三者点検を行うという理解でよいか。</p> <p>(事務局)</p> <p>現時点ではそのように考えている。</p> <hr/> <p>会議の概要は、以上である。</p>
<p>所 管 課</p>	<p>総務部総務課文書管理係（電話03-5608-6241）</p>